

令和8年度・令和9年度

川口市一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）

許可更新申請書一式 配布物一覧

1 令和8年度・令和9年度

川口市一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）

許可申請の手引き

書類名	枚数
表紙・許可申請手続きについて	1枚（両面）
一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準について	1枚（両面）
許可申請書 添付書類一覧（更新）	1枚
一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）	1枚
許可申請書チェック表（更新）	
様式第15号（一般廃棄物収集運搬業許可申請書）	1枚（両面）
欠格事項に該当しないものである旨の申出書	1枚
社員名簿	1枚（両面）
事務所等の案内図 ※住居表示のみ記載	1枚
車庫案内図 ※住居表示のみ記載	1枚
保有車両表	1枚（両面）
他市町村等の一般廃棄物収集運搬委託状況一覧表	1枚
他市町村等の一般廃棄物処理業許可一覧表	1枚
他市町村等の委託で使用している車両一覧表	1枚
他市町村等の許可業で使用している車両一覧表	1枚
(合計)	14枚

更 新

令和8年度・令和9年度 川口市一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥） 許可申請の手引き

川 口 市 環 境 部
資 源 循 環 課 指 導 係

〒332-0001
川口市朝日4丁目21番33号
TEL 048-228-5370
FAX 048-228-5322

1 許可更新申請手続きについて

許可更新説明会

令和7年12月24日（水）

リサイクルプラザ4階 研修室

午後2時00分から

申請書受付

一般廃棄物収集運搬業許可申請書の提出

・チェック表及び申請書の提出

・許可申請手数料（4,400円）を納付した納付書の写し
納付書につきましては受付日当日にお渡しします。
なお、いかなる場合でも許可申請手数料は返還いたしません。

・受付日

令和8年1月19日（月）

1月20日（火）

1月21日（水）

1月22日（木）

*予備日：1月26日（月） / 1月27日（火）

審査等

・事務所等の現地立入審査

許可

令和8年3月31日付の交付

(許可期間は令和10年3月31日まで)

・許可基準等に適合していると判断した時に、許可証を交付いたします。

2 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基準について

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の抜粋

(一般廃棄物処理業)

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。
ただし、（略）

2～4 省略

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第228条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト ヘに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の抜粋

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号（法第7条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないよう必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経営的基礎を有すること。

(3) 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の抜粋

(一般廃棄物処理業の許可基準)

第32条 法第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可の基準は、一般廃棄物収集運搬業にあっては法第7条第5項の規定に、一般廃棄物処分業にあっては法第7条第10項の規定によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 条例第42条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの处分に係る川口市行政手続条例（平成11年条例第8号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められるものを含む。以下この号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

イ 条例第42条第1項の規定による許可の取消しの处分に係る川口市行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者であって、当該届出の日から5年を経過しないもの

ウ イに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、イの規定による通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員又は令第4条の7に規定する使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

エ 法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（イ又はウに該当するものを除く。）であって、当該届出の日から2年を経過しないもの

(2) 申請者が納税の義務を怠っていないこと。

(3) 申請者が自ら業務を実施すること。

(4) 一般廃棄物収集運搬業にあっては運搬先、一般廃棄物処分業（最終処分を除く。）にあっては処分先が確保されていること。

(5) 一般廃棄物収集運搬業にあっては、次の要件を備えていること。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該要件を備えることが困難であると市長が認めるときは、市長が当該事由を勘案して定める基準を満たすこと。

ア 市内に事業所を有していること。

イ 市長が別に定める基準に適合する運搬車を2台以上保有していること。

ウ 市長が別に定める基準以上の取扱量等が見込まれること（法第7条第2項に規定する許可の更新の場合は、当該基準を現に満たしていること。）。

(6) その他市長が必要と認める事項に適合すること。

更 新

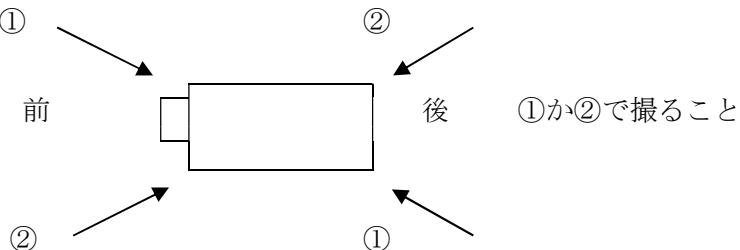
許 可 申 請 書 添 付 書 類 一 覧

〔一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）〕

法 人 の 場 合	個 人 の 場 合
1 登記簿謄本 (目的に廃棄物処理業、一般廃棄物処理業又は一般廃棄物収集運搬業と記載されていること) 2 法人事業届済証明書 3 印鑑証明書 4 直前1年分の各事業年度における決算報告書 (貸借対照表、損益計算書を含む) 5 直前1年分の法人市民税を納付すべき額及び納付済額を記載した書類	1 住民票の写し 2 印鑑証明書 3 直前1年分の税金（地方税）を納付すべき額及び納付済額を記載した書類 4 個人事業届出済証明書
法 人 ・ 個 人 共 通	
6 欠格事項に該当しないものである旨の申出書 - - - 指定用紙	
7 社員名簿 - - - 指定用紙	
8 事務所等の使用権を証明する書類及び案内図 - - - 指定用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・自己所有の場合 ----- 建物の登記簿謄本 ・借用の場合 ----- 建物の賃貸借契約書の写し
9 車庫の使用権を証明する書類及び案内図 - - - 指定用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・自己所有の場合 ----- 土地の登記簿謄本 ・借用の場合 ----- 土地の賃貸借契約書の写し
10 保有車両表 - - - 指定用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・借用の場合 ----- 車両の賃貸借契約書の写し
11 申請車両の車検証の写し及び各車両の写真	
12 申請車両の任意保険証の写し	
13 他市町村等で受けている一般廃棄物収集運搬の委託契約一覧表 - - - 指定用紙	
14 他市町村等で受けている一般廃棄物処理業の許可一覧表及び許可証の写し - - - 指定用紙	
15 上記の13・14で使用している市町村別等車両一覧 - - - 指定用紙	

※ 注意事項

- ・公共機関より発行されるものについては、申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- ・車両の写真は必ず対角線方向で撮ること。（前後ともナンバーが分かるように撮ること。）



更 新 一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）許可申請書チェック表

申請者	電話	()	市確認
一般廃棄物収集運搬業許可申請書	※	有・無	
申請手数料（4, 400円）を納付した納付書の写し			
法 人	登記簿謄本（目的に廃棄物処理業等が記載されていること） 法人事業届済証明書 印鑑証明書 直前1年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書を含む） 直前1年分の法人市民税を納付すべき額及び納付済額を記載した書類	<input type="radio"/> 有・無()	
個 人	住民票の写し 印鑑証明書 直前1年分の市民税を納付すべき額及び納付済額を記載した書類 個人事業届出済証明書	<input type="radio"/> 有・無()	
法 人 ・ 個 人 共 通	欠格事項に該当しないものである旨の申出書 社員名簿 事務所等の使用権を証明する書類（建物の登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し） 事務所等の案内図 *住居表示のみ記載 車庫の使用権を証明する書類（土地の登記簿謄本又は賃貸借契約書の写し） 車庫の案内図 *住居表示のみ記載 保有車両表 申請車両の車検証の写し 申請車両の写真 申請車両の任意保険証の写し 他市町村等で受けている一般廃棄物収集運搬の委託状況一覧表 他市町村等で受けている一般廃棄物処理業の許可一覧表 他市町村等で受けている一般廃棄物処理業の許可証の写し 他市町村等で使用している市町村別等車両一覧（委託・許可）	<input type="radio"/> 有・無() <input type="radio"/> 有・無()	

* 印：指定用紙

○ 印：官公庁発行の各種証明書は、申請日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。

書類提出の際は、上記表と同じ順につづるようお願いします。

また、この表は申請書と一緒に提出してください。

令和 年 月 日

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

業者番号 第 号

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定及び川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第38条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

取り扱う一般廃棄物の種類	し 尿 • 汚 泥
収集又は運搬の区分	収 集 • 運 搬
継続的な作業場所及び運搬先	
運搬車その他主たる収集又は運搬のための施設の種類及び数量	
主たる事務所以外の事務所、事業場及び運搬車の車庫等の名称及び所在地	

作業計画			
作業員の数			
手 数 料 欄	受 付 欄		
※ 許可手数料 円 令和 年 月 日 領収済 確認者	※		
<p>備考 1 添付書類等については、別紙「許可申請書添付書類一覧表」を添付すること。</p> <p>2 欄内に書き切れないときは、別紙に記載すること。</p> <p>3 ※印欄には、記入しないこと。</p>			

欠格事項に該当しないものである旨の申出書

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第31条第1項第4号で定める欠格事項のいずれにも該当しない者であることを申し出ます。

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者

欠格事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - 二 この法律、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく处分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 204 条、第 206 条、第 208 条、第 208 条の 2、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者
 - ホ 第 7 条の 4 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項（第 4 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項（これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。））であった者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。）
 - ヘ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2（第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項（第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
 - ト ト へに規定する期間内に次条第 3 項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの
 - リ リ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第 14 条第 5 項第 2 号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
 - ヌ ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
 - ル ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

社員名簿（役員を含む）

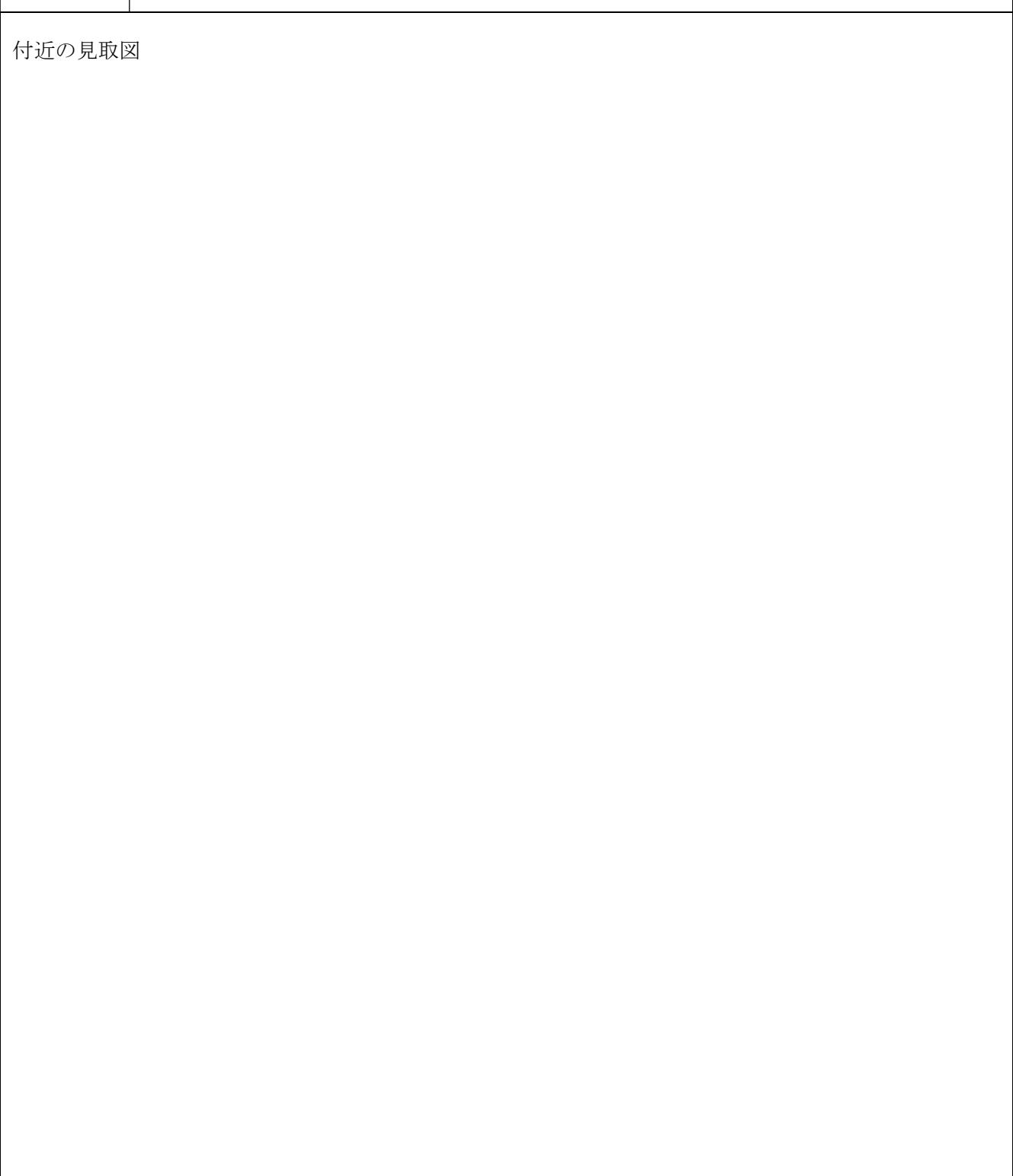
(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者

申請者

事務所等の案内図

申請者	
-----	--

所在地	住居表示
付近の見取図	
	

車 庫 案 内 図

申請者	
-----	--

所 在 地	住居表示	
敷 地 面 積		
保 管 台 数	本市使用車両	台

車庫付近の見取図

保有車両表

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者

申請者

他市町村等の一般廃棄物収集運搬委託状況一覧表

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者

他市町村等の一般廃棄物処理業許可一覧表

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者

申請者

他市町村等の委託で使用している車両一覧表

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者

他市町村等の名称	車両番号（例えば 大宮 800 あ 12-34）

申請者

他市町村等の名称	車両番号（例えば 大宮 800 あ 12-34）

他市町村等の許可業で使用している車両一覧表

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者

他市町村等の名称	車両番号（例えば 大宮 800 あ 12-34）

申請者

他市町村等の名称	車両番号（例えば 大宮800 あ 12-34）

2 令和8年度・令和9年度

川口市一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）

許可申請書の記入例

書類名	枚数
表紙	1枚
様式第15号（一般廃棄物収集運搬業許可申請書）	1枚（両面）
欠格事項に該当しないものである旨の申出書	1枚
社員名簿	1枚
事務所等の案内図 ※住居表示のみ記載	1枚
車庫案内図 ※住居表示のみ記載	1枚
保有車両表	1枚
他市町村等の一般廃棄物収集運搬委託状況一覧表	1枚
他市町村等の一般廃棄物処理業許可一覧表	1枚
他市町村等の委託で使用している車両一覧表	1枚
他市町村等の許可業で使用している車両一覧表	1枚
(合計)	11枚

更 新

令和8年度・令和9年度
川口市一般廃棄物収集運搬業（し尿・汚泥）

許可申請書類の記入例

川 口 市 環 境 部
資源循環課 指導係

〒332-0001
川口市朝日4丁目21番33号
TEL 048-228-5370
FAX 048-228-5322

令和 年 月 日

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者 住 所 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

氏 名 ○×商事株式会社

代表取締役 ○× △夫
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号 03-1234-567△

FAX 03-1234-567×

業者番号 第 号

ファックス番号も
記入してください。

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定及び川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第38条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

該当するものを「○」で囲って下さい。

取り扱う一般廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> し尿 <input checked="" type="checkbox"/> 汚泥
収集又は運搬の区分	<input type="checkbox"/> 収集 <input checked="" type="checkbox"/> 運搬
継続的な作業場所及び運搬先	川口市内・市の指定施設
運搬車その他主たる収集又は運搬のための施設の種類及び数量	バキューム車 ○トン ○台 ○トン ○台
主たる事務所以外の事務所、事業場及び運搬車の車庫等の名称及び所在地	川口営業所 川口市青木2丁目1番1号 【TEL】048-228-5370 【FAX】048-228-5322 車 庫 川口市朝日4丁目21番33号

作業計画	川口市内のし尿・汚泥を収集し、市の指定施設に搬入する。		
作業員の数	<input type="radio"/> 名 ←-----「社員名簿（役員を含む）の備考欄に○をつ けた人數を記入すること。」-----→		
手 数 料	料 欄	受 付 欄	
※ 許可手数料 令和 年 月 日 領收済 確認者	円	※	
備考 1 添付書類等については、別紙「許可申請書添付書類一覧表」を添付すること。 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記載すること。 3 ※印欄には、記入しないこと。			

欠格事項に該当しないものである旨の申出書

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第31条第1項第4号で定める欠格事項のいずれにも該当しない者であることを申し出ます。

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者

欠格事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等处罚ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、への通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。）がイからチまでのいずれかに該当するもの
- ヌ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

氏名（代表者、監査役を含む）	役職名	住所
○×△夫	代表取締役	川口市〇〇町△丁目1-2
○×□子	取締役	川口市〇〇町△丁目1-2
○×◎美	監査役	川口市〇〇町△丁目1-2
→ 代表取締役、取締役、監査役等の役員のみを記入すること。 記入欄が足りない場合は、コピーして使用可。		

社 員 名 簿 (役員を含む)

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者	
-----	--

氏 名	職 名	住 所	生 年 月 日	雇用年月日	運転資格の有無	備 考
○× △夫	代表取締役	川口市○○町△丁目1-2	S15.1.23	S37.4.1	有	
○× □子	取締役	川口市○○町△丁目1-2	S17.2.31	S47.4.1	有	
○× ◎美	監査役	川口市○○町△丁目1-2	S44.3.21	H 2.4.1	無	
△○ ×男	運転手	川口市○○町×丁目2-3	S46.4.11	H 4.4.1	有	○
□× ○子	事務員	川口市○○町□丁目3-4	S47.5.12	H 5.4.1	無	○
・全社員(役員を含む。)を記入すること。						
・会社独自の社員名簿がある場合は、指定用紙に「別紙のとおり」と記入し、独自リストを添付することでも良い。						
(但し、指定用紙内の必要項目が全て網羅されていること。)						
・川口市の担当社員には備考欄に「○」をつけること。						

事務所等の案内図

申請者	
-----	--

所在地	住居表示
-----	------

付近の見取図

- ・手書きのほか、地図のコピーを枠内に取り込んだもの、又は指定用紙に貼付したものでも良い。
- ・事務所と車庫が同一場所にあっても、両方の案内図を提出すること。
- ・主たる事務所と営業所が、どちらも市内にある場合は、両方の案内図を提出すること。

車 庫 案 内 図

申請者

所 在 地	住居表示	
敷 地 面 積		
保 管 台 数	本市使用車両 台	他使用車両 台

車庫付近の見取図

- ・手書きのほか、地図のコピーを枠内に取り込んだもの、又は指定用紙に貼付したものでも良い。
- ・事務所と車庫が同一場所にあっても、両方の案内図を提出すること。

保有車両表

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者

他市町村等の一般廃棄物収集運搬委託状況一覧表

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者

他市町村等の一般廃棄物処理業許可一覧表

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者

他市町村等の委託で使用している車両一覧表

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者	
-----	--

他市町村等の名称	車両番号 (例えば 大宮800 あ 12-34)
○ △ 市	大宮800 あ 12-34
○ △ 市	大宮800 あ 56-78 大宮800 あ 90-12
	<p>・該当がない場合には、「なし」と記入すること。 ・会社独自のリストがある場合は、指定用紙に「別紙のとおり」と記入し、独自リストを添付することでも良い。 (但し、指定用紙内の必要項目が全て網羅されていること。)</p>

他市町村等の許可業で使用している車両一覧表

(あて先) 川口市長 奥ノ木 信夫

申請者	
-----	--

他市町村等の名称	車両番号（例えば 大宮800 あ 12-34）
○ × 市	大宮800 あ 12-34
○ □ 県	大宮800 あ 56-78 大宮800 あ 90-12
	<p>・該当がない場合には、「なし」と記入すること。 ・会社独自のリストがある場合は、指定用紙に「別紙のとおり」と記入し、独自リストを添付することでも良い。 (但し、指定用紙内の必要項目が全て網羅されていること。)</p>

